

[事案 25-63] 損害賠償請求

・平成 25 年 11 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

ドル建て終身保険の年払保険料の支払いを振り替える際、オペレーターの説明不十分を理由に損失を被ったとして、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

ドル建て積立利率変動型終身保険（円入金特約）における年払保険料の支払いにあたり、平成 24 年 11 月から 12 月に振り替えたところ、為替レートの変動（円安）により、11 月振替えに比べ約 8 万円高い保険料を支払うことになってしまった。以下の理由により、同差額分を賠償してほしい。

- (1) 11 月の年払保険料支払日前日、オペレーターに対して、振替えができなかった場合には翌月に振替えが可能かどうか、その際に「延滞金」が付かないかどうかを問い合わせたところ、オペレーターから「延滞金は発生しない」と返答され、為替レートの変動があることについての説明がなかった。為替が円安に動いている時期だったので、翌月の為替レートが適用となることを説明されていれば、11 月に入金していた。
- (2) 保険料請求のお知らせに、振替月に保険料の振替えができなかった場合、翌月に再度振替えがなされることの記載はあったが、翌月の為替レートが適用になる旨の記載が無かった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) オペレーターは、申立人からの質問に対して適切に回答をしており、質問を受けていない為替レートについてまで回答をする義務はない。
- (2) ご契約のしおり・約款には、振替月に保険料の振替えができなかった場合には、翌月の換算レートでの再請求が行われることの記載がある。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 約款の規定について

- (1) 生命保険契約は附合契約であり、その契約内容は保険約款によって定められ、保険契約者が約款の規定を具体的に認識していたか否かは問題にならない。
- (2) 「円入金特約」約款には「円により外貨建の保険料を払い込む場合には、会社が円に換算した金額を受領する日における会社所定の為替レートを用いるものとする」「振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、年払契約においては、振替日の翌月の振替応答日に再度口座振替を行う」旨を規定している。
- (3) そうすると、振替日である11月に保険料の口座振替が不能であった本件においては、翌翌月12月の「会社所定の為替レート」が適用されることとなる。

2. オペレーターの対応について

- (1) 申立人の主張は、オペレーターには円換算の為替レートについて説明義務があるので、オペレーターの説明義務違反（債務不履行もしくは不法行為）によって約 8 万円の損害が生

じたことを理由に、保険会社に損害賠償を求めるものとも考えられる。

- (2) しかしながら、会話記録によれば、申立人はオペレーターに対して、振替えができなかった場合には翌月に振替えが可能かどうか、その際に「延滞金」が付かないかどうかを問い合わせているだけで、為替レートについては問い合わせしていない。この点について申立人から問い合わせを受けていないのに、オペレーターから説明すべき義務があるとは認められない。